

○備前焼振興事業補助金交付要綱

令和4年9月30日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の伝統工芸品である備前焼の発展及び振興のため、国内外で実施する備前焼の魅力発信、後継者育成等に係る事業(以下「補助対象事業」という。)に対し、予算の範囲内において備前焼振興事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市長が認める補助対象事業を実施する者のうち次の各号の全てに該当する団体とする。

- (1) 備前市内に主たる本拠を置く団体であること。
- (2) 定款、規約、会則その他の定め(以下「規約等」という。)により、団体として運営上の規律が確立されていること。ただし、規約等が無い場合は、団体の事業内容、構成員等が明示できること。
- (3) 営利活動を目的としない事業者であること。
- (4) 政治的活動及び宗教上の教義を広める活動を目的としないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に必要な経費から次の各号に掲げる経費を除いた額のうち、当該事業によって直接生じた収入を除いた額とする。

- (1) 販売に係る経費
- (2) 補助対象者の懇親会等に係る経費
- (3) 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- (4) 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

(補助率等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生

じたときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助対象者から補助金の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し通知を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(変更等の承認)

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助対象事業の内容等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽易な変更と認める場合については、この限りでない。

(状況報告等)

第7条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し当該補助対象事業に関する報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書及び収支決算書には、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

(補助金の確定及び支払)

第9条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、これを審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の確定を受けた補助事業者は、市長に対し補助金の請求を行うものとする。

3 市長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長が補助金の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(補助決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されて

いるときは、当該補助事業者に対し、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 市長の承認を受けて、補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助対象事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (5) この告示に違反したとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。